

令和5年8月30日

▼タイトル

令和5年9月高島市議会定例会（第1日目）の結果

▼内容

| | | | |
|-------|--------|-----|------|
| 提出議案数 | ・ 人事案件 | 11件 | |
| | ・ 議決案件 | 4件 | |
| | ・ 決算認定 | 9件 | |
| | ・ 条例案件 | 6件 | |
| | ・ 予算案件 | 4件 | |
| | ・ 決議 | 1件 | 計35件 |

本日の議決状況

□人事案件

- ・ 諮第1号から諮第4号までの4件（人権擁護委員候補者の推薦）は、議会の意見として「適任者と認める」ことに決定しました。
- ・ 同意第116号から同意第122号までの7件（中沼財産区管理委員の選任同意）は、同意することに決定しました。

□議決案件

- ・ 議第56号および議第57号の2件は、原案のとおり可決しました。

□決議

- ・ 決議第7号（万木豊議員に対する議員辞職勧告決議）は、原案のとおり可決しました。※決議は別紙

議案の委員会への付託状況

□議決案件

- ・ 議第58号は、文教福祉常任委員会に付託しました。
- ・ 議第59号は、産業建設常任委員会に付託しました。

□決算認定

- ・ 議第60号から議第68号までの9件は、決算特別委員会を設置し、同委員会に付託しました。（委員長：廣部真造議員、副委員長：早川康生議員）

□条例案件

- ・ 議第69号から議第71号までの3件は、総務常任委員会に付託しました。
- ・ 議第72号から議第74号までの3件は、文教福祉常任委員会に付託しました。

□予算案件

- ・議第75号から議第78号までの4件は、予算常任委員会に付託しました。

以上

▼問い合わせ先

- 所 属： 議会事務局
- 電話番号： 0740(25)8140
- ファックス： 0740(25)8146

万木豊議員に対する議員辞職勧告決議

我々議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

高島市議会基本条例第4条では、議員の活動原則として議会の構成員として自己の資質を高めるとともに、市民の代表者として市民福祉の向上を目指し活動するものとしている。

しかしながら、万木豊議員からの令和4年3月に中央省庁を視察した旨の虚偽報告書により、政務活動費を不正に受け取った事実が明らかになり、本人もそれを認めている。

既に不正に受け取った政務活動費は返金されているものの、虚偽有印公文書作成および同行使は、明らかな犯罪行為であり、市民に対する裏切り行為であるとともに市議会の信頼を失墜させたことから、市議会では、令和4年10月18日に万木豊議員に対して刑事告発を行った。

また、万木豊議員は事情を周知するための記者会見での説明とそれに先立ち行われた議会への説明との間でも齟齬が生じるなど、説明の信憑性もなく説明責任を果たそうという姿勢も見られない。

そのほかにも自身が代表を務めていた政治団体において、みなし解散中にもかかわらず、政治活動のための寄附や支出があったことが発覚した。

これまでからも度重なる不祥事をひきおこし、繰り返し辞職勧告決議が全会一致で可決されたにも関わらず無視し続ける万木豊議員は、道義的責任を免れず議員としての資質が欠如していると言わざるを得ない。

よって、本市議会は万木豊議員に対して議員辞職勧告するものである。

以上、決議する。

令和5年8月30日

高島市議会